

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[商法・民事訴訟法]

2010年12月5日(日)

12:30～14:30

答案作成上の注意

- 1 これは法律科目試験の問題冊子である。ページ数は、表紙を除いて、2ページである。
- 2 問題は各1問計2問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法2枚、下書用紙は1枚である。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書くこと。**罫線外及び裏面**を使用してはならない。
- 4 **受験番号**は、解答用紙の所定の箇所に必ず記入すること。
解答用紙に氏名を書いてはならない。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはならない。
- 6 試験時間の途中での退室は認めない。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。

【商法】 (80 点)

Y株式会社の代表取締役Aは、X株式会社の代表取締役Bに対して、「Y社はZ建設株式会社が行う工事の下請会社に指定されたが、工事の準備のために資金が必要だ。X社からY社に資金を融通してほしい。」と説明して、Y社代表取締役Aとして、X社から金500万円を期限6か月、金利年7%で借り入れる契約を締結し、金員の交付を受けた。しかし、Aは、同金員を自己の消費者金融からの借入れの弁済に充ててしまった。

- (1) X社は、Y社に対してどのような請求をすることができるか、予想されるY社の反論もふまえて、論じなさい。(50 点)

- (2) Cは、Aから、「Y社を取締役会設置会社とするために、取締役を3人用意しなければならない。名前を貸してくれるだけでいい。」と懇請され、取締役の就任登記手続に必要な書類に自己の印鑑を押した。Cについて、Y社の取締役に就任した旨の登記はなされているが、Y社の株主総会でCを取締役に選任した事実はない。X社は、Cに対して何らかの請求をすることができるか、論じなさい。(30 点)

〔民事訴訟法〕（80 点）

Xは、Yに対して 300 万円の貸金返還を求める訴えを提起した。この訴訟でXは、YがXから 300 万円を借り受けたこと、及び、弁済期限が到来していることを示すため、証拠として借用証書を提出した。これに対し、Yは「たしかに 300 万円を借り受けたが、そのうち 100 万円はすでに弁済した。」と主張した。

（1）Yの「」内の主張は民事訴訟法上どのような意味を持つか、また、裁判所はどのように審理すべきかについて説明しなさい。（40 点）

（2）この訴訟を審理した裁判官Aは、過去に刑事事件として処理した事件の経験から、X・Yが賭博の常習犯であることを知っていたので、当該貸金債務はYが賭博で負けた結果としてXに対して支払義務を負った債務であるとの心証を抱いたが、X・Yのどちらからも賭博による債務である旨の主張がなかった。

そこで、裁判官Aは、たとえX・Yに釈明を求めても、当該債務が賭博による債務であることを認めることはないだろうと考え、X・Yに釈明を求めることなく、当該債務は賭博による債務であるとの心証にしたがって請求棄却判決をした。

裁判官Aの事件処理の当否について検討しなさい。（40 点）